

質問書に対する回答1

件名) 東北自動車道 渡良瀬川橋 (北) 塗替塗装工事

| 番号 | 質問箇所        | 質問事項  | 回答  |
|----|-------------|---|---|
| 1  | 単価適用地域について  | 本工事における単価適用地域は、埼玉県と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。  | 本工事における単価適用地域は、埼玉県と考えております。   |
| 2  | 安全衛生保護具について | 本工事における旧塗膜除去について、特記仕様書17-2-2等への記載内容により乾式工法（1種ケレン=ブラスト工法）による施工で、乾式工法に先立つ湿式工法（塗膜剥離剤による剥離等）は行わないと理解できます。特記仕様書18の安全衛生保護具費・工事内容等に「ブラスト作業時の保護具の費用は含まない」との記載がありますが、「有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる」安全衛生保護具はどのような作業時に使用すると想定されているのでしょうか。ご教示願います。 | 「有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる」安全衛生保護具は、打ち手作業を行う人員以外のホースの介錯や研削材等の吸引・回収といった作業における保護具を想定していますが、貴社の施工計画に基づき検討してください。 |
| 3  |             |   |   |
| 4  |             |   |   |